

厚生労働省発基安 1018 第 1 号

平成 28 年 10 月 18 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙 1 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び別紙 2
「特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案
要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 健康診断を行うべき有害な業務の追加

有害な業務に従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対して行う健康診断の対象業務として、オルトートルイジン及びオルトートルイジンを含有する製剤その他の物（以下「オルトートルイジン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務を追加すること。

第二 特定化学物質の追加

特定化学物質の第二類物質に、オルトートルイジン等を追加すること。

第三 施行期日等

一 施行期日

この政令は、平成二十九年一月一日から施行すること。

二 経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 特定化学物質障害予防規則の一部改正

一 特定第二類物質の追加

オルトートルイジン及びオルトートルイジンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「オルトートルイジン等」という。）を特定第二類物質に追加し、特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）の規定を適用すること。

二 オルトートルイジン等に係る作業環境測定の実施等

事業者は、オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う作業場については、これらの空気中の濃度の測定等を行うものとする。

三 健康診断の実施等

1 事業者は、オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事させている労働者に対し、業務の経歴の調査、作業条件の簡易な調査、オルトートルイジンによる頭重、血尿等の自覚症状及びその既往歴の有無の検査並びに尿中の潜血検査並びに医師が必要と認める場合は尿中のオルト―

トルイジンの量の測定、尿沈渣^さ検鏡の検査等について、雇入れの際等及びその後六月ごとに一回、定期に、医師による健康診断を行うものとする。

2 事業者は、オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対し、オルトートルイジンによる血尿等の自他覚症状及びその既往歴の有無の検査並びに尿中の潜血検査並びに医師が必要と認める場合は尿沈渣^さ検鏡の検査等について、六月ごとに一回、定期に、医師による健康診断を行うものとする。

3 事業者は、1又は2の健康診断の結果、異常の疑いがある者等で、医師が必要と認めるものについては、作業条件の調査及び医師が必要と認める場合は膀胱^{ぼうこう}鏡検査等について、医師による健康診断を行うものとする。

四 作業環境測定の記録等の保存期間等

事業者は、オルトートルイジン等に係る作業環境測定、作業環境測定の結果の評価、作業及び健康診断の結果に係る記録については、三十年間保存するものとともに、事業を廃止する際にはこれらのうち一定の記録を所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

五 洗淨の義務

事業者は、労働者の身体が第一類物質又は第二類物質により汚染されたときは、速やかに、労働者に身体を洗淨させ、汚染を除去するものとし、労働者は、身体の洗淨を命じられたときは、その身体を洗淨するものとする。

六 保護具の使用義務

1 労働者は、事業者から一・三―プロパンスルトン等による皮膚の汚染防止のための保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

2 事業者はジクロルベンジン及びその塩等を製造し、若しくは取り扱う作業又はこれらの周辺で行われる作業であつて、皮膚に障害を与え、又は皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれがあるものに労働者を従事させるときは、当該労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させるものとし、労働者は、事業者からこれらの保護具の使用を命じられたときは、使用しなければならない。

第二 労働安全衛生規則の一部改正

事業者は、皮膚に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具を備えるものとする。

第三 その他

様式の改正等、所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日等

一 施行期日

この省令は、平成二十九年一月一日から施行すること。

二 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。